

議案第90号

富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立市民総合体育館条例（平成17年条例第33号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

利用料金の改定等を行うため、富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正したい
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例

富士見市立市民総合体育館条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「レクリエーションの振興」を「レクリエーションの推進」に改める。

第7条第1項第3号及び第11条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第8条―第10条関係）

基本利用料金

区分	施設	利用単位	利用料金	
アマチュアの 体育、スポー ツ、レクリエ ーション及び 社会教育活動 のための専用 利用	メインアリーナ	2時間	全面	5,400円
			3分の2面	3,600円
			3分の1面	1,800円
			6分の1面	900円
	サブアリーナ	2時間	全面	1,500円
			3分の2面	1,000円
			3分の1面	500円
	柔道場	2時間	1,000円	
	剣道場	2時間	1,000円	
	弓道場	2時間	400円	
	多目的室1	2時間	400円	
	多目的室2	2時間	300円	
	多目的室3	2時間	300円	
	会議室	2時間	200円	
和室1	2時間	200円		
和室2	2時間	200円		
個人利用	スポーツジム・スタジ オ	3時間	400円	
		1月	4,800円	

	サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場	1回	200円	
冷暖房設備利用	メインアリーナ	1時間	全面	4,500円
			3分の2面	3,000円
			3分の1面	1,500円
			6分の1面	750円
	サブアリーナ	1時間	全面	900円
			3分の2面	600円
			3分の1面	300円
	柔道場	1時間	400円	
剣道場	1時間	400円		

備考

- 1 この表において「2時間」の区分とは、次のいずれかの時間区分をいう。

時間区分					
午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後7時30分から午後9時30分まで

- 2 スポーツジム・スタジオを利用することができる者は、15歳以上の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）とする。
- 3 スポーツジム・スタジオを1月の利用単位で利用する場合における1日当たりの利用時間は、3時間以内とする。
- 4 冷暖房設備利用は、当該施設の専用利用をした場合のみ適用する。

別表第2子供の利用の場合の項中「個人利用」の次に「に係る利用料金」を、「専用利用」の次に「及び冷暖房設備利用に係る利用料金」を加え、同項の次に次のように加える。

高齢者の利用の場合	市内に住所又は勤務先を有する高齢者の利用料金（スポーツジム・スタジオに係る利用料金を除く。）は、当該基本利用料金の半額とする。
-----------	---

別表第2市外者の利用の場合の項中「の当該区分」の次に「（冷暖房設備利用の区分を除く。）」を加え、同表その他の利用の場合の項中「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「の利用（以下「その他の利用」という。）の場合で専用利用

する」を「で専用利用をする」に、「当該区分」を「当該施設」に改め、同表入場料金等を徴収する場合の項中「、入場料」を「入場料金」に、「一人一回」を「1人1回」に改め、「（消費税及び地方消費税が加算される場合にあつては、当該消費税額及び地方消費税を加算した額とする。）」を削り、同表時間を超過して利用する場合の項中「、1時間」を「1時間」に、「、当該区分の利用料金」を「当該基本利用料金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。